

生活困窮者自立支援制度

・子どもの学習・生活支援事業

- 下記の地域において、「自立相談支援機関による支援を受けている生活困窮世帯」または、「福祉事務所の生活保護受給世帯」のうち、小学校1年生から高校3年まで（高校中退者・高校未入学者も含む）を対象とし、学習習慣や規則正しい日常生活を送るためのお手伝いをします。

- ❁ 対象地域：盛岡広域振興局管内
（雫石・葛巻・岩手町・紫波・矢巾）
：県南広域振興局管内3町
（西和賀・金ヶ崎・平泉）
：宮古保健福祉環境センター管内
（山田・岩泉・田野畑）



❁ 具体的な内容

- 定期的な訪問をすることにより、お子様が家庭において、
- 規則正しい日常生活が送れるよう支援します。
- 学習習慣が身につくよう、勉強の仕方を一緒に考えます。
- 生活面の悩みを一緒に解決できるお手伝いをします。
- 保護者の方に対する支援として、養育に必要な支援などの情報提供を行います。
- その他、必要に応じて関係機関などへの同行支援、就労支援なども行います。

・家計改善支援事業

- 下記の地域において家計に課題を抱える生活困窮者であって本支援が必要な方へ、生活が再建できるよう一緒に取り組みます。

- ❁ 対象地域：県南広域振興局管内
（西和賀町・平泉町）
：沿岸広域振興局管内
（住田町・大槌町）
：二戸保健福祉環境センター管内
（一戸町・軽米町・九戸村）

❁ 具体的な内容

- 相談会の実施
各町村で適宜調整し開催します。
- 関係機関・団体等との勉強会の実施
- 個別支援
個別相談の受付、アセスメント、家計再生プランを作成し状況に応じて支援を実施します。
（定期面談・滞納の解消・貸付・債務整理・各種給付制度の利用に向けた支援、自立相談支援機関と調整しモニタリング、家計再生プランの評価など）

